

(裏)

都市景観形形成のための方針（景観法第8条第3項）との整合に係る意見

① 土地利用の方向性	
② まち並み形成の方向性	

都市景観形形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に係る意見

① 重点テーマ	<p>第三种風致地区の高さ制限10mを30%を超過する付帯物を屋上に広範囲に設置することにより、地域特性(材木造)に相応しくなく、住宅地内の調和を無くし景観を損なうと考えます。対象建築物の北側住宅から海岸が見えなくなるなど、近隣住宅からの景観を損なうものです。</p>	
② 景観形成基準	つかむ	
	なじむ (なじませる)	
	工夫する	<p>付帯物を建築構造物の一部に埋め込むなど 構造物以上の高さの突起のない工夫をお願いしたい。</p>

## 頂いたご意見に対する見解書

明産株式会社  
代表取締役社長 島村元治

【意見書番号：鎌都景第1652号3】

都市景観形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に関わる見解

① 重点テーマについて

- ・設備機器の配置については、特定施設の認定要件上の必要最低限の床面積での計画、周辺に対する騒音規制の遵守及び公平な圧迫感の軽減の配慮を目的とするため、敷地中央かつ屋上に配置しています。ただしご意見を受け、景観条例、風致地区条例の遵守および近隣の海に対する眺望や景観に配慮するため、現状案（標識内容）より更に下記対応策を実施します。

【設備機器の配置及び高さの低減の工夫】

- ①設備機器の仕様を変更し、背の低い設備機器を分散配置することで、周辺の眺望に配慮します。
- ②背の高い設備機器を地上へ配置することで、海への眺望と景観に配慮します。
- ③設備機器の壁面の配色は周辺住宅や空に馴染む色を選定し、景観に配慮します。

②-3 景観形成基準：工夫する

- ・上記①で述べた通り、設備機器の配置及び高さを低減することで、近隣への影響に対し配慮します。